

大和郡山市告示第 154 号
令和 2 年 8 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

大和郡山市長 上田 清

1. 決定に係る都市計画の種類
 大和都市計画地区計画
2. 決定に係る都市計画を定める土地の区域
 横田町、伊豆七条町の一部
3. 縦覧場所
 大和郡山市都市建設部都市計画課内